

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第55号）（文化市民局地域自治推進室）

行政キオスク端末を本市が設置することに伴い、行政キオスク端末を利用して印鑑登録証明書を交付するために、必要な規定を定めることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 55 号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第27条第2項において」を「以下」に改め、同項第2号中「地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された」及び「(本市以外の者が設置するものに限る。)」を削る。

第27条第2項中「本市以外の者が設置する端末機に、暗証番号その他必要な事項を入力することによりする方法又は第12条第2項第2号」を「第12条第2項第1号又は第2号」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)